

令和7年第4回さくら市議会 定例会提案理由説明書

説明書目次

番号	項目名	ページ
1	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	P 4
2	さくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正について	P 4
3	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正について	P 5
4	さくら市印鑑条例の一部改正について	P 5
5	さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正について	P 5
6	さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部改正について	P 6
7	氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の廃止について	P 6
8	氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計条例の廃止について	P 7
9	令和7年度さくら市一般会計補正予算（第5号）	P 7
10	令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	P 8
11	令和7年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第3号）	P 9
12	令和7年度さくら市下水道事業会計補正予算（第1号）	P10
13	指定管理者の指定について（さくら市上松山児童センター）	P10
14	指定管理者の指定について（さくら市氏家地区農産物直売所）	P10
15	栃木県市町村総合事務組合規約の変更について	P11
16	人権擁護委員候補者の推薦について	P11
17	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定）	P12
18	議案説明資料 参照法令等	P13

番号	項目名	ページ
19	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文	P15
20	さくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P18
21	さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P19
22	さくら市印鑑条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P20
23	さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P21
24	さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部を改正する条例案新旧対照条文	P23

ただいま上程されました議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました付議事件は、条例 8 件、予算 4 件及びその他の議案等 5 件であります。

議案第 1 号は、児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてであります。

本案は、児童福祉法の一部改正に伴い、引用条項の項ずれを改めるため、所要の改正を行うものであります。

議案第 2 号は、さくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部改正についてであります。

本案は、南小放課後児童クラブの位置が変更となることに伴い、所要の改正を行うものであります。

議案第3号は、さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、乳幼児健康診査による保育所等の健康診断の代替について規定するなど、所要の改正を行うものであります。

議案第4号は、さくら市印鑑条例の一部改正についてであります。

本案は、電気通信事業法の一部改正に伴い、引用条項の号ずれを改めるなど、所要の改正を行うものであります。

議案第5号は、さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部改正についてであります。

本案は、公職選挙法施行令の一部改正に伴い、さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における、選挙運動の公費負担額を変更するため、所要の改正を行うものであります。

議案第 6 号は、さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部改正についてであります。

本案は、昨今の物価高騰等により、施設の維持管理に係る費用が増加傾向にあることから、出荷者が納める使用料の改定をするため、所要の改正を行うものであります。

議案第 7 号は、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業施行に関する条例の廃止についてであります。

本案は、上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分及び付隨する事務処理の完了のため、条例を廃止するものであります。

議案第 8 号は、氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計条例の廃止についてであります。

本案は、上阿久津台地土地区画整理事業の換地処分及び付隨する事務処理の完了のため、特別会計を廃止することに伴い、条例を廃止するものであります。

議案第 9 号は、令和 7 年度さくら市一般会計補正予算（第 5 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 4 億 5,247 万円を追加し、予算の総額を 248 億 5,576 万 8 千円とするものであります。

歳入の主なものでは、1 款市税で、固定資産税 5 億 2,000 万円を追加、11 款地方交付税で、普通交付税 2 億 1,326 万 5 千円を減額、16 款県支出金で、農業構造転換支援事業補助金 2,800 万円、18 款寄附金で、ふるさとづくり寄附金 3 億円を追加、19 款繰入金で、減債基金繰入金 3 億 3,094 万 6 千円、学校整備基金繰入金 5,000 万円を減額、22 款市債で、学習用端末整備事業費 8,350 万円追加し、それぞれ計上いたしました。

歳出の主なものでは、2款総務費で、ふるさとづくり寄附事業費 1億6,095万円、3款民生費で、介護給付・訓練等給付事業費 1億2,400万円、生活保護事務費 6,954万4千円、5款農林水産業費で、農業構造転換支援事業費 2,800万円、7款土木費で、スマートインターチェンジ設置事業費 600万円を追加し、それぞれ計上いたしました。

また、職員の人事異動等の調整に伴う人件費を、該当科目にそれぞれ計上いたしました。

第2表繰越明許費の補正は、農業構造転換支援事業ほか2件で、年度内の事業完了が見込めないことによるものであります。

第3表債務負担行為の補正は、議会だより発行業務委託ほか6件を追加するものであります。

第4表地方債の補正は、学習用端末整備事業費を追加、消防施設整備事業費の限度額を変更するものであります。

議案第10号は、令和7年度さくら市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 3,500 万円を追加し、予算の総額を 6 億 5,767 万 1 千円とするものであります。

歳入では、1 款後期高齢者医療保険料で、特別徴収保険料 820 万円、普通徴収保険料 2,680 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、2 款後期高齢者医療広域連合納付金で、後期高齢者医療広域連合納付金 3,500 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 11 号は、令和 7 年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 3 号）であります。

今回の補正予算は、既定予算額に 529 万円を追加し、予算の総額を 39 億 7,895 万 6 千円とするものであります。

歳入では、8 款繰入金で、職員給与等繰入金 529 万円を追加し、計上いたしました。

歳出では、1 款総務費で、職員人件費 529 万円を追加し、計上いたしました。

議案第 12 号は、令和 7 年度さくら市下水道事業会計補正予算

(第 1 号) であります。

今回の補正予算は、予算第 2 条債務負担行為で、汚水桝設置等業務委託を追加するものであります。

議案第 13 号は、指定管理者の指定についてであります。

本案は、さくら市上松山児童センターの指定管理の期間が令和 8 年 3 月 31 日で終了するため、新たに令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日までの期間の指定管理者として、社会福祉法人さくら市社会福祉協議会を指定することについて、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第 14 号は、指定管理者の指定についてであります。

本案は、さくら市氏家地区農産物直売所の指定管理の期間が令和 8 年 3 月 31 日で終了するため、新たに令和 8 年 4 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの期間の指定管理者として、

株式会社セブンハンドレッドファームを指定することについて、
地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求
めるものであります。

議案第 15 号は、栃木県市町村総合事務組合規約の変更につい
てであります。

本案は、令和 8 年 4 月 1 日から、佐野市が栃木県市町村総合
事務組合規約第 4 条第 4 号に掲げる事務（議員その他非常勤職
員の公務災害補償事務）及び第 5 号に掲げる事務（非常勤の学
校医等の公務災害補償事務）の共同処理に加入することに伴い、
栃木県市町村総合事務組合規約を変更することについて関係地
方公共団体と協議するため、地方自治法第 290 条の規定により、
議会の議決を求めるものであります。

諮問第 1 号は、人権擁護委員候補者の推薦についてでありま
す。

現委員の佐藤 淳子氏が令和 8 年 3 月 31 日をもって任期満了となるため、新たに谷口 好正氏を人権擁護委員候補者に推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により議会の意見を求めるものであります。

報告第 1 号は、損害賠償の額の決定に係る、専決処分事項の報告についてであります。

地方自治法第 180 条第 1 項の規定により市長において専決処分をすることができるものとして、100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関することについて専決処分をしたので、同条第 2 項の規定により議会に報告するものであります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。何とぞ慎重御審議のうえ、議決されますようお願い申し上げます。

【議案説明資料】

参照法令等

◎ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）（抄）

（議決事件）

第 96 条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

- (1) 条例を設け又は改廃すること。
- (2) 予算を定めること。
- (3)～(14) 略
- (15) その他法律又はこれに基づく政令（これらに基づく条例を含む。）により議会の権限に属する事項

2 略

（議会の委任による専決処分）

第 180 条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

（公の施設の設置、管理及び廃止）

第 244 条の 2 普通地方公共団体は、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがあるものを除くほか、公の施設の設置及びその管理に関する事項は、条例でこれを定めなければならない。

2 略

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 244 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

4 略

5 指定管理者の指定は、期間を定めて行うものとする。

6 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

7～11 略

（組織、事務及び規約の変更）

第 286 条 一部事務組合は、これを組織する地方公共団体（以下この節において「構成団体」という。）の数を増減し若しくは共同処理する事務を変更し、又は一部事務組合の規約を変更しようとするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定め、都道府県の加入するものにあっては総務大臣、その他のものにあっては

都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、第 287 条第 1 項第 1 号、第 4 号又は第 7 号に掲げる事項のみに係る一部事務組合の規約を変更しようとするときは、この限りでない。

2 略

(議会の議決を要する協議)

第 290 条 第 284 条第 2 項、第 286 条（第 286 条の 2 第 2 項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第 287 条第 1 項第 2 号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前 2 条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

◎ 人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）（抄）

(委員の推薦及び委嘱)

第 6 条 人権擁護委員は、法務大臣が委嘱する。

2 略

3 市町村長は、法務大臣に対し、当該市町村の議会の議員の選挙権を有する住民で、人格識見高く、広く社会の実情に通じ、人権擁護について理解のある社会事業家、教育者、報道新聞の業務に携わる者等及び弁護士会その他婦人、労働者、青年等の団体であって直接間接に人権の擁護を目的とし、又はこれを支持する団体の構成員の中から、その市町村の議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならない。

4~8 略

□ 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく市長の専決処分事項（平成 17 年 4 月 8 日議決）

議会の権限に属する事項中地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、市長において専決処分することができるものとして、議会の議決により指定を受けた事項

番号	指定事項	議会名	議案番号	議決年月日
1	<u>100 万円以下の損害賠償の額の決定及び和解に関すること。</u>	平成 17 年 第 1 回さ くら市議 会臨時会	議員案第 5 号	平成 17 年 4 月 8 日

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する条例（平成26年さくら市条例第23号）（第1条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) <p>第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第24条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する条例（平成26年さくら市条例第24号）（第2条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) <p>第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の禁止) <p>第8条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和7年さくら市条例第29号）（第3条関係） (1/1)

改 正 案	現 行
(虐待等の防止) <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10第1項各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	(虐待等の防止) <p>第13条 乳児等通園支援事業者の職員は、利用乳幼児に対し、法<u>第33条の10各号</u>に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>

さくら市放課後児童クラブ施設設置条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市放課後児童クラブ施設設置条例 (平成23年さくら市条例第11号)

(1/1)

改 正 案	現 行												
(名称及び位置) <p>第2条 クラブ施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>南小放課後児童クラブ</td><td>さくら市<u>氏家</u>1061番地3</td></tr><tr><td>略</td><td>—</td></tr></table>	略		南小放課後児童クラブ	さくら市 <u>氏家</u> 1061番地3	略	—	(名称及び位置) <p>第2条 クラブ施設の名称及び位置は、次の表のとおりとする。</p> <table border="1"><tr><td>略</td><td></td></tr><tr><td>南小放課後児童クラブ</td><td>さくら市<u>きぬの里</u>一丁目19番地3</td></tr><tr><td>略</td><td></td></tr></table>	略		南小放課後児童クラブ	さくら市 <u>きぬの里</u> 一丁目19番地3	略	
略													
南小放課後児童クラブ	さくら市 <u>氏家</u> 1061番地3												
略	—												
略													
南小放課後児童クラブ	さくら市 <u>きぬの里</u> 一丁目19番地3												
略													

さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する条例 (平成26年さくら市条例第22号)

(1/1)

改 正 案	現 行
(虐待等の禁止) 第8条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10第1項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	(虐待等の禁止) 第8条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、法 <u>第33条の10各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第13条 略 <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であって、当該健康診断等がそれぞれ同表の右欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、それぞれ同表の左欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。</u>	(利用乳幼児及び職員の健康診断) 第13条 略 <u>2 家庭的保育事業者等は、前項の規定にかかわらず、児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断が行われた場合であって、当該健康診断が利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、利用開始時の健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、家庭的保育事業者等は、児童相談所等における乳幼児の利用開始前の健康診断の結果を把握しなければならない。</u>
児童相談所等における乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）の利用開始前の健康診断	利用乳幼児に対する利用開始時の健康診断
乳幼児に対する健康診査	利用開始時の健康診断、定期の健康診断又は臨時の健康診断
3・4 略	3・4 略

改 正 案	現 行
目次	目次
<p>第3章 印鑑登録の証明（第13条・第13条の2）</p> <p>（印鑑登録証の再交付）</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、 <u>印鑑登録証が著しく汚染又は毀損したとき（当該印鑑登録証に係る登録番号が判読できないときを除く。）</u>は、印鑑に関する申請書に印鑑登録証を添え、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第3章 印鑑登録の証明（第13条_____）</p> <p>（印鑑登録証の再交付）</p> <p>第8条 印鑑の登録を受けている者又はその代理人は、 <u>次に該当する場合</u></p> <hr/> <p>_____は、印鑑に関する申請書に印鑑登録証を添え、市長に印鑑登録証の再交付を申請することができる。</p> <p>(1) <u>印鑑登録証が著しく汚染又は毀損したとき（当該印鑑登録証に係る登録番号が判読できないときを除く。）。</u></p>
<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機器と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要事項等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第3号</u>に規定する移動端末設備をいう。）</p>	<p>（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）</p> <p>第13条の2 前条の規定にかかわらず、印鑑登録者は、次の各号のいずれかに掲げるものを利用して、多機能端末機（本市の電子計算機器と電気通信回線により接続された民間事業者が設置する端末機で、証明書等を交付する機能を有するものをいう。）に暗証番号その他必要事項等を入力することにより、印鑑登録証明書の交付の申請をし、その交付を受けることができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書を記録した移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）<u>第12条の2第4項第2号</u>に規定する移動端末設備をいう。）</p>

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例 (平成 17 年さくら市条例第 22 号) (第 1 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。） が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポ スター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約 に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たり の作成単価（当該作成単価が、<u>586 円 88 銭</u>に当該 選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数 を乗じて得た金額に 31 万 6,250 円を加えた金額を 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場 の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合 には、その端数は、1 円とする。）を超える場合には、 当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの 作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の 範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>	<p>(選挙運動用ポスターの公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 市は、候補者（前条の届出をした者に限る。） が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポ スター作成業者に支払うべき金額のうち、当該契約 に基づき作成された選挙運動用ポスターの1枚当たり の作成単価（当該作成単価が、<u>541 円 31 銭</u>に当該 選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数 を乗じて得た金額に 31 万 6,250 円を加えた金額を 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場 の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合 には、その端数は、1 円とする。）を超える場合には、 当該除して得た金額）に当該選挙運動用ポスターの 作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる 区域におけるポスター掲示場の数に相当する数の 範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額を、第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスター作成業者からの請求に基づき、当該ポスター作成業者に対し支払う。</p>

さくら市議会議員及びさくら市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例及びさくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照条文
(傍線の部分は改正部分)

○さくら市議会議員及びさくら市長の選挙におけるビラの作成の公費負担に関する条例 (平成 20 年さくら市条例第 23 号) (第 2 条関係) (1/1)

改 正 案	現 行
<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者（以下「契約業者」という。）に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p>	<p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第4条 市は、候補者（前条の規定による届出をした者に限る。）が前条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者（以下「契約業者」という。）に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価（当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>とする。）に当該ビラの作成枚数（当該候補者を通じて、法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限る。）を乗じて得た金額（1円未満の端数がある場合には、その端数は、1円とする。）を、第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該契約業者からの請求に基づき、当該契約業者に対し支払う。</p>

さくら市氏家地区農産物直売所条例の一部を改正する条例案新旧対照条文

(傍線の部分は改正部分)

○さくら市氏家地区農産物直売所条例（平成19年さくら市条例第13号）

(1/1)

改 正 案	現 行
<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者又は利用組合は、それぞれ次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 利用者 每月売上金額の<u>40パーセント</u></p> <p>(2) 略</p>	<p>(使用料)</p> <p>第10条 利用者又は利用組合は、それぞれ次に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>(1) 利用者 每月売上金額の<u>15パーセント</u></p> <p>(2) 略</p>